

鎌田實の「がんばらない健康長寿実践塾」塾則

第1条（名称）

当塾は『鎌田實の「がんばらない健康長寿実践塾」』（以下、当塾という）と称し、事務局を株式会社ミズ本社内に置くこととします。

第2条（目的）

当塾は、塾生が健康に関する学びを実践し、塾生の健康の維持増進を目指すことを目的とします。また得られた結果（エビデンス）は行政・保険者とも共有し、活動の拡大を図り、佐賀県の健康長寿日本一を目指します。

第3条（当塾の主宰）

株式会社ミズ（以下、当社という）が当塾を主宰し、株式会社ミズホールディングス会長の溝上泰弘を当塾の塾長とします。

第4条（組織）

当塾に塾長の他、以下の役職を置きます。

- （1）顧問 若干名
- （2）事務局長 1名
- （3）事務局次長 1名

2 前項の役職は塾長が任免する。

第5条（運営）

原則、毎月当塾主催のイベントを開催します。当塾の活動内容については、当社のウェブサイト及び各種広報媒体等に掲載します。

第6条（塾生）

当塾の塾生（以下、塾生という）は、本規約及び、当塾が定める事項を遵守することとします。

第7条（入塾資格）

塾生は次の各号に該当する方とします。

- （1）20歳以上の方で、本規約を承認し、諸規則を厳守する方。
- （2）当塾の活動に耐えうる所定の健康状態であることを自らの責任のもとに当塾に申告した方。
- （3）暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。
- （4）当塾の和を乱さない方。（他の塾生と協力して当塾の活動に参加し、他の塾生に迷惑をかけない方）
- （5）伝染病、その他、他人に伝染および感染する恐れのある疾病のない方。
- （6）過去に当塾で除名処分となることがない方。（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）

2 塾生は、当塾の活動においては、特定の企業、政党、宗教その他の組織、団体の立場から離れ、個人の資格で参加しなければならないものとします。

3 なお、次の各号に該当する場合には、塾生の資格を失うものとします。

(1) 自ら退会を希望し、退会手続きを完了した場合。

(2) 当塾を誹謗、中傷し、または法令に違反し、当塾塾生としての資質に疑義があると事務局が判断した場合。

(3) 当塾の許可なく当塾を営利活動、選挙活動、宗教活動その他特定の団体のために利用した場合。

(4) 長期間に亘り当塾の活動に参加せず、塾生としての活動に実態がないと事務局が判断した場合。

(5) 第12条（禁止事項）に抵触する行為、またはそれに準ずる行為を行った場合。

(6) 当塾の運営が終了した場合。

第8条（入塾手続き）

塾生の資格は、入塾希望者が当塾所定の入塾申込書により手続きを行い、それに伴う当塾の入塾承認を得たうえで、所定の費用の払い込みを当塾が確認したときに発生します。

第9条（会費等）

塾生が負担する費用は、年会費と参加費の2種類とします。

2 年会費は、当塾入会時の支払いを初年度会費とみなし、翌年度以降は入会月毎に年会費をお支払いいただきます。また、参加費は当塾主催のイベントに出席した際にその都度負担していただきます。

3 年会費及び当塾主催のイベントの参加費の額は、本塾則の細則で定めます。

4 その他の本塾則の細則に定めのないイベントに関する参加費は、都度事務局にて定め、通知するものとします。

第10条（塾生の義務）

塾生は、次の義務を負う。

(1) 人としての品格を保ち、他の塾生を誹謗したり中傷したりすることなく、他の塾生の人格を尊重し、敬意をもって接する義務。

(2) 年会費を納付する義務。

(3) 各種イベントの参加費を負担する義務。

(4) 運営事務局に当該塾生と確実に連絡がとれる住所、氏名、電話番号、メールアドレスを登録すると共に、これらに変更があった場合には、変更後の住所、電話番号、メールアドレスを登録する義務。ただし、当該塾生がメールアドレスを保有していない場合はメールアドレスを除く。

(5) 当塾が推奨する健康法を実践する義務。ただし、塾生が狭心症・心筋梗塞・脳疾患などの疾病、てんかんその他健康状況により、医師に運動等を控えるように指示された場合はその限りではない。

(6) 当塾から指定を受けた場合、自らの活動内容、健康状態などの情報を提供する義務。

第10条 (塾生証)

当塾は、全ての塾生に対して塾生証を発行します。

2 塾生証は本人のみが使用する事ができ、如何なる場合も他に貸与、譲渡、相続できません。

3 塾生は、当塾主催のイベント参加時には、常に塾生証を提示するものとします。

4 塾生証紛失時には速やかに当塾事務局へ届出、再発行を受けるものとします。ただし、再発行にかかる事務手数料300円をお支払いいただきます。

5 塾生証の紛失、盗難等について当社はその責任を負いません。

第12条 (禁止事項)

塾生 (ビジターを含む) は次の行為をしてはならない。

(1) 当塾の塾生としての地位を第三者に貸与、譲渡、相続すること。

(2) 当塾の事前の同意なく、研修会や勉強会、各種イベントで見聞したことや配布された資料を外部に譲渡したり、開示したりすること。

(3) 当塾の事前の同意なく、月例講義、勉強会、研修会、各種イベントの様相を録画したり録音したりすること。

(4) 塾生となることで知り得た他の塾生の個人情報を開示したり、漏洩したりすること。

(5) 塾生となることで知り得た当塾内部の運営に関する情報を開示したり漏洩したりすること。

(6) 当塾や他の塾生を、当該塾生個人やその関係者の宣伝や、営業目的、政治的な目的に利用すること。

(7) 当塾並びに他の塾生、ビジター、招聘した講師などを誹謗したり中傷したりすること。

(8) その他、当塾の秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

第13条 (退会)

塾生は、事務局に文書若しくはメールをもって退会の通知をすることで何時でも退会することができます。但し、塾生が納入した会費その他の費用は返還いたしません。また、未払いの会費その他の費用がある場合には、精算することを要します。

第14条 (ビジター)

当塾は、塾生以外の者で、当塾主催の各種イベントを体験受講することを希望する者は、ビジターとして参加を認めることがあります。

2 ビジターとして参加を希望する方は、事務局に、電話・ファックス・メール等で申し込みを行い、参加が認められれば、ビジターとして参加することができます。

3 ビジターは、本塾則を遵守する義務を負います。

第15条 (賠償責任)

塾生が当塾への参加に際し、生じた盗難、傷害その他の事故については、当塾または当社

の責に帰すべき事由による場合を除き、当塾または当社は一切損害賠償の責を負いません。

2 塾生間に生じたトラブルについては当事者間で解決するものとし、当塾または当社は一切その責を負いません。

第16条（塾生の損害賠償責任）

塾生が当塾の活動参加中、塾生の責に帰すべき事由により当塾もしくは当社または第三者に損害を与えたときは、その塾生が当該損害に関する責を負うものとします。

第17条（個人情報の保護とその使用）

当社は、当社及び当塾の保有する塾生の個人情報を、当社が定める個人情報保護方針に従って管理します。

第18条（会計）

当塾の会計は、当社が行うものとします。

第19条（業務年度）

当塾の業務年度は、毎年8月1日から翌年の7月31日までの1年間とします。

第20条（その他）

本塾則に定めない事項については、当塾がこれを定めるものとします。

第21条（改正）

本塾則・細則の改正・変更は、当塾の定めるところによるものとし、その効力はすべての塾生におよぶものとします。

2 当社は、本塾則等の改定を行うときは、一ヶ月前までに当社店舗や当社ウェブサイト等に掲載し、塾生に告知します。

第22条（附則）

本塾則は2018年8月1日より施行いたします。

以上

鎌田實の「がんばらない健康長寿実践塾」
運営会社：株式会社ミズ

鎌田實の「がんばらない健康長寿実践塾」細則

第1条（塾生の皆様からお預かりした個人情報の取り扱いについて）

株式会社ミズ（以下「当社」という）では、個人情報保護の重要性を認識し、個々の情報を大切に取り扱い、また、お預かりした情報は正しく安全に管理し、確かな信頼関係を築き上げて参ります。

（1）利用目的

塾生の個人情報の利用は下記の通りとし、必要な範囲以外での利用はいたしません。

- ① 当塾の運営および塾生への各種ご連絡・ご案内
- ② 当塾における塾生の活動が塾生の健康状態にどのような変化をもたらしたのかを評価、検証するために利用
- ③ その他、当社のサービスの質の向上及び円滑な提供の為に利用

（2）個人情報の第三者への提供について

当社は個人情報を以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者へ提供いたしません。

- ① 塾生ご本人様の同意がある場合。
- ② 国の機関又は地方公共団体が法令の定める業務を遂行することに対して当社が協力する必要がある場合。
- ③ 当塾の目的について、必要となる業務委託先に開示する場合。

（3）個人情報の管理について

当社では、塾生の皆様の個人情報を当社の責任のもと適切に管理いたします。なお、当社ではウェブサイトの運営等を外部の企業に委託することがありますが、この場合にも当該業務委託先の監督を行い個人情報の管理に努めます。

個人情報保護管理者 株式会社ミズの事業支援本部長 溝上泰興 が担当します。

（4）内容の変更について

ここで定めた事項は、法令その他当社の事情により変更する場合があります。

（5）個人情報の取り扱いに関する不同意について

上記（1）～（4）は、運営上において必要事項になりますが、了承いただけない場合は、入塾のお断り、参加停止・登録抹消の手続きをとることがあります。

（6）個人情報の開示、訂正、追加又は削除、利用停止等の申出等について

本件の個人情報の開示、訂正、追加又は削除、利用停止等の申出等につきましては、以下までご連絡くださいますようお願い致します。

■ 鎌田實の「がんばらない健康長寿実践塾」塾生個人情報窓口

株式会社ミズ 事業支援本部 総務グループ

〒840-0054

電話番号：0952-22-7974

受付時間 日曜・祝日を除く午前10時～午後5時

第2条（年会費及び各種イベント参加費）

年会費および各種イベント参加費は、年度ごとに当社にて審議して定めることとします。

（1）平成30年度の年会費および各種イベント参加費

①年会費（納付月から1年分として）

塾生 1,000円

②各種イベント参加費（塾は無料の場合もあります）

塾生 各回500円

ビジター 各回1,000円

2 その他の本細則に定めのないイベントに関する参加費は、都度事務局にて定め、通知するものとします。

以上

平成30年8月1日

鎌田實の「がんばらない健康長寿実践塾」

運営会社：株式会社ミズ